

平成28年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(29年2月末現在)

業 種	当 年		前 年		増減数		増減率
	(平成28年)		(平成27年)				
01 食料品製造	9	(0)	14	(0)	-5	(0)	-35.7%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
03 衣服その他の繊維	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 木材・木製品	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
05 家具・装備品	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
06 パルプ等	7	(0)	1	(0)	6	(0)	600.0%
07 印刷・製本	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
08 化学工業	4	(0)	8	(0)	-4	(0)	-50.0%
09 窯業土石	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
10 鉄鋼業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
11 非鉄金属	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
12 金属製品	0	(0)	4	(0)	-4	(0)	-100.0%
13 一般機械器具	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
14 電気機械器具	1	(0)	3	(0)	-2	(0)	-66.7%
15 輸送機械製造	4	(0)	0	(0)	4	(0)	-
16 電気・ガス	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
17 その他の製造	4	(0)	4	(0)	0	(0)	0.0%
01 製造業小計	35	(0)	41	(0)	-6	(0)	-14.6%
02 鉱業小計	1	(1)	1	(0)	0	(1)	0.0%
01 土木工事	10	(0)	12	(0)	-2	(0)	-16.7%
01 鉄骨・鉄筋家屋	4	(0)	5	(0)	-1	(0)	-20.0%
02 木造家屋建築	2	(0)	5	(0)	-3	(0)	-60.0%
03 建築設備工事	1	(0)	7	(0)	-6	(0)	-85.7%
09 その他の建築工事	15	(0)	19	(1)	-4	(1)	-21.1%
02 建築工事	22	(0)	36	(1)	-14	(1)	-38.9%
03 その他の建設	6	(1)	5	(1)	1	(0)	20.0%
03 建設業小計	38	(1)	53	(2)	-15	(1)	-28.3%
01 鉄道等	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
02 道路旅客	9	(0)	7	(0)	2	(0)	28.6%
03 道路貨物運送	16	(0)	19	(0)	-3	(0)	-15.8%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	27	(0)	28	(0)	-1	(0)	-3.6%
01 陸上貨物	16	(0)	13	(0)	3	(0)	23.1%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	16	(0)	13	(0)	3	(0)	23.1%
01 農業	7	(0)	9	(1)	-2	(1)	-22.2%
02 林業	6	(0)	8	(0)	-2	(0)	-25.0%
06 農林業小計	13	(0)	17	(1)	-4	(1)	-23.5%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
07 畜産・水産業小計	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
01 卸売業	4	(0)	3	(0)	1	(0)	33.3%
02 小売業	34	(0)	26	(0)	8	(0)	30.8%
03 理美容業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
04 その他の商業	5	(0)	6	(0)	-1	(0)	-16.7%
08 商業	45	(0)	35	(0)	10	(0)	28.6%
01 金融業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 金融広告業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	12	(0)	10	(0)	2	(0)	20.0%
12 教育研究	4	(0)	21	(0)	-17	(0)	-81.0%
01 医療保健業	9	(0)	10	(0)	-1	(0)	-10.0%
02 社会福祉施設	27	(0)	17	(0)	10	(0)	58.8%
03 その他の保健衛生	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
13 保健衛生業	38	(0)	30	(0)	8	(0)	26.7%
01 旅館業	35	(0)	23	(0)	12	(0)	52.2%
02 飲食店	10	(0)	19	(0)	-9	(0)	-47.4%
03 その他の接客	18	(0)	16	(0)	2	(0)	12.5%
14 接客娯楽	63	(0)	58	(0)	5	(0)	8.6%
15 清掃・と畜	28	(0)	28	(0)	0	(0)	0.0%
16 官公署	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	11	(0)	10	(1)	1	(1)	10.0%
17 その他の事業	11	(0)	10	(1)	1	(1)	10.0%
合 計	333	(2)	348	(4)	-15	(2)	-4.3%

※ 各欄左側の数字は労働者死傷病報告（休業4日以上）の受理件数、右側（ ）内は死亡災害件数（内数）

神奈川労働局 発表
平成 29年 3月 2日

神奈川労働局 労働基準部
健康課長 広田 光彦
課長補佐 長田 廣行
電話 045 (211) 7353
FAX 045 (211) 0048

ストレスチェックの実施状況について

～平成28年12月1日時点の実施結果報告数は2,242～

3月10日には労働災害防止団体に実施の徹底等を要請

平成27年12月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、50人以上の事業場においては、1年に1回、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することとされています。

この度、神奈川労働局(藤永芳樹局長)は、改正法施行から1年が経過した平成28年12月1日までに県内の事業場から提出されたストレスチェック実施結果報告の状況をとりまとめました。

ストレスチェック制度では、改正法施行から1年以内(平成28年11月末まで)に行うことが必要なのは初回のストレスチェックの実施であり、その後、本人への結果通知、高ストレス者の面接指導を経て、その結果を労働基準監督署に報告することとなります(報告の提出時期は事業場の事業年度の終了後等に設定して差し支えないとされています。)

神奈川労働局では、3月10日に労働災害防止団体幹部の参集を求めて要請するなど、引き続き、ストレスチェックの実施の徹底と報告の励行を広く呼びかけることとしています。

○ストレスチェック実施結果報告の概要(平成28年12月1日現在。詳細は別紙参照)

・ストレスチェック実施事業場数	2,242事業場
・ストレスチェックを受けた労働者数	304,992人
同 実施率	79.2%
・面接指導を受けた労働者数	2,303人
同 実施率	0.76%

○労働災害防止団体に対する要請

- 1 日時 平成29年3月10日(金) 15:00～
- 2 場所 横浜第二合同庁舎 共用第3会議室
- 3 参集者 (公社)神奈川労務安全衛生協会、建設業労働災害防止協会神奈川支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部ほか計6団体

○ストレスチェック実施結果報告状況(平成28年12月1日現在)

事業場規模 (人)	検査実施 事業場数	在籍 労働者数 (A)	検査を受けた 労働者数 (B)	検査 実施率 (B/A)	面接指導を 受けた労働者 数(C)	面接指導 実施率 (C/B)
50~99	1,167	80,696	58,357	72.3	658	1.13
100~299	827	132,373	101,723	76.8	845	0.83
300~	248	171,933	144,912	84.3	800	0.67
合計	2,242	384,997	304,992	79.2	2,303	0.76

(※)県内の50人以上の事業場数は、平成26年経済センサスから算出したものによると、9,968。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を応援いたします

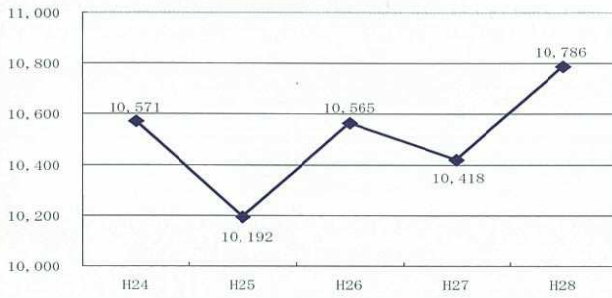
小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害発生状況

出典 厚生労働省「労働者死傷病報告」より

小売業

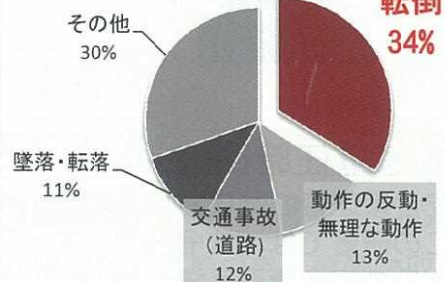
労働災害は増加傾向

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



転倒災害が多い

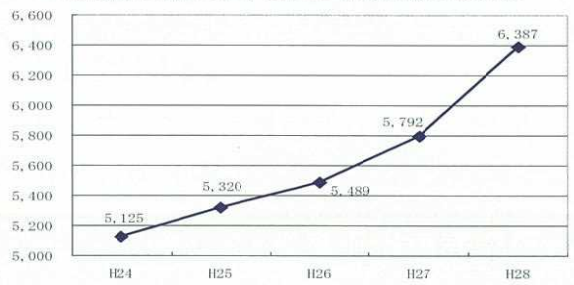
事故の型別 労働災害発生状況 (平成27年)



社会福祉施設

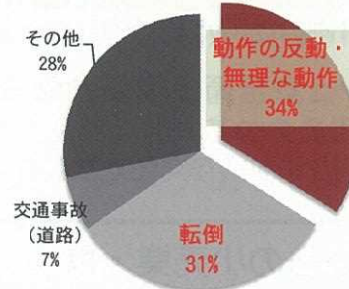
労働災害は急増中

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



動作の反動・無理な動作(腰痛)と転倒が多い

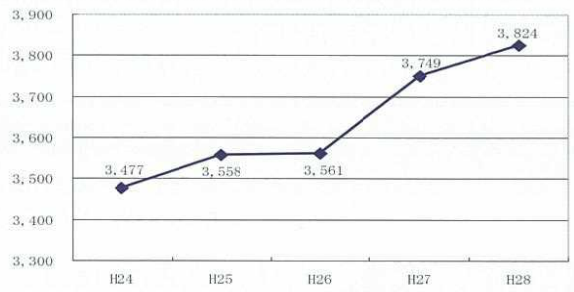
事故の型別 労働災害発生状況 (平成27年)



飲食店

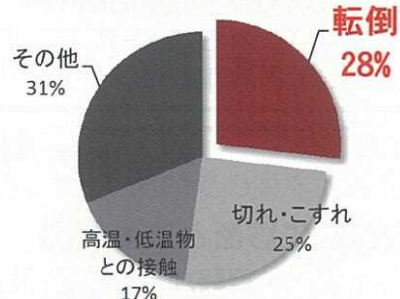
労働災害は増加傾向

11月末現在速報値の経年変化と12次防目標値との比較



転倒のほか、調理中の切創、火傷が多い

事故の型別 労働災害発生状況 (平成27年)



厚生労働省「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

中災防では、小売業・社会福祉施設・飲食店の各事業場・店舗が実施している「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を応援しております。

経営トップ、上級管理者等にお勧めのセミナー

安全衛生トップセミナー

- ・事業場のトップ層を対象に、必要な安全衛生知識のほか経営トップとして変化に対応できる幅広い知識、教養について講演、情報交換（異業種の情報を得ることができ好評です）を交えて学びます(年2回開催)。



ゼロ災害全員参加運動トップセミナー

- ・労働災害ゼロを目指すためには、確固たる理念に基づき体制を整え、具体的な手法を用いて職場の小集団活動を活発化するゼロ災害全員参加運動が有効です。
このセミナーでは、経営トップ層が理解すべき理念、手法、実践方法を講義・実技・討議・事例紹介を通して学びます(年2回開催)。

法令に基づく研修

安全管理者選任時研修

- ・新たに安全管理者に選任される場合、労働安全衛生法令に基づく一定の教育の受講が必要です。この研修では、法令のカリキュラムに沿って、安全管理者の職務内容、リスクアセスメント等の安全管理手法、労働安全衛生法令等について学びます。

職場の安全衛生の意識向上と活性化のための基本セミナー

安全衛生計画のたて方・活かし方研修会

- ・安全衛生計画のたて方やその計画を活かした安全衛生活動の進め方について学びます。

リフレッシュ安全衛生委員会セミナー

- ・安全衛生委員会の基本的な考え方を学びます。いきいきとした委員会にするキーポイント等の事例紹介や討議を交えて学びます。

これからの小売業・飲食業の安全衛生管理研修～リスクアセスメント

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」に対応！

- ・リスクアセスメントの具体的な手法について、小売業・飲食業の職場に即した事例を用いて、分かりやすく解説します！
- ・職場で実践できる安全衛生活動(5S、KY、パトロール等)のポイントと、これらの活動とリスクアセスメントの効果的な連携について理解することができます！
- ・本社が主導して各店舗にリスクアセスメントを導入する際の進め方や留意点が分かります！

安全衛生の技術専門家の派遣サービス

職場の安全衛生診断と改善指導

- ・安全衛生の知識・経験が豊富な専門家が事業場を訪問し、確認、アドバイスを行います。
 - ①事業場概要や安全衛生管理状況の確認
 - ②現場確認(機械設備や作業方法などの問題点の指摘、改善アドバイスを実施)
 - ③診断結果の講評(改善のアドバイス)

企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣

- ・数多くの企業内安全衛生教育で培ったノウハウをもとに、オーダーメイドの研修会を企画・提案します。
- ・各種の教育訓練・講演会への講師派遣も行っています。

危険予知(KY)訓練関連研修

- (ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会、危険予知(KY)活動トレーナー研修会など)
- ・イラストを用いて、作業の中に潜む危険因子を発見し、問題を解決する手法を学びます。(指差し呼称の定着研修会)
- ・危険な箇所などでは「確認」することが重要です。この研修は、指差し呼称の定着に向けた取組方法を学びます。

ヒューマンエラー災害防止対策研修会

- ・「うっかり」「勘違い」など、労働災害の原因となるヒューマンエラーを分析し、効果的な対策に結びつける手法や、人間工学に基づいた職場環境改善方法について事例を交えて学びます。



職場巡視・点検セミナー

- ・安全パトロールの意義・目的、手法、問題点の着眼点、解決方法等について演習を交えて学びます。

腰痛予防、転倒災害防止関連セミナー

働く人の腰痛予防対策セミナー ～作業員自ら取り組める腰痛予防対策を中心に～

- ・平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、重量物取扱業務(介護・看護作業を除く)、立ち作業等の拘束姿勢が強い業務、車両運転業務を対象に、「作業員自ら取り組める腰痛予防対策」を中心に学びます。

職場の転倒災害防止セミナー

- ・全ての業種に共通する課題の転倒災害を取り上げ、設備面や作業方法の対策に加えて、滑りにくい靴の着用、転倒危険場所の表示の工夫等、転倒を防ぐための様々な具体的な対策を紹介し、実践のポイントを学びます。

メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

- ・厚生労働省のカリキュラムに準じて、心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学びます。

管理監督者・職場リーダーのためのコミュニケーション力向上セミナー

- ・「きちんと伝える」「上手に尋ねる」「しっかり聴く」という実習を通して、日頃の自身の行動を振り返り、コミュニケーションの持つ必要性の気づきを学びます。

メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善セミナー

- ・職場環境改善の先事例やツールの使い方を紹介しながら、事業場内での具体的な導入と展開について学びます。

中災防ストレスチェックサービス(ヘルスアドバイスサービス)

働く人の心とからだのセルフケアに！職場のメンタルヘルスカ・健康づくり活動に！

- ・労働安全衛生法に基づき平成27年12月1日に義務化されたストレスチェック制度に対応しています。従業員の方が記入した質問形式のチェックシートを送付いただき、個人レポート及びグループごとの集計結果を返却し、セルフケア、ラインケア、職場環境改善に活用していただきます。
なお、パソコンで回答できるWeb版もあります。

中災防の図書のご案内



こうしてつくる! 小売業の安全・健康職場

店舗の労働災害と対策など、安全健康に働ける店舗づくりのために小売業店舗の店長、管理者、ラインの長などが知っておくべきこと、実施すべきことをイラストを交え、わかりやすく解説。「店舗での安全衛生チェックリスト」も収録。



4Sプラス1s ~職場改善・リスク発見力アップの実践書~

オフィス、店舗(売り場、バックヤード)、倉庫、製造現場ごとに、4Sの実践方法についてイラストを豊富に用いて紹介。4Sの効果をもり高めるための「しつけ」「習慣」「親切」など、5番目のSについてもポイントを紹介。



介護・看護職場の安全と健康ガイドブック

介護、看護作業により、腰痛、ケガ、病気をしないために、施設の事業者や働く人々がどうすればよいか、その取り組むポイントを紹介。衛生推進者養成研修テキストとしても活用できる。



こうして防ぐ! 介護作業の腰痛・転倒

介護作業の2大災害といえる腰痛・転倒災害防止の簡便なガイド。介護職場の第一線リーダーや労働者向けに、実践しやすい腰痛・転倒防止対策を紹介。作業の工夫、日常の注意点、ストレッチ、体操などをイラストや写真を多用して解説。



「すべった」「ころんだ」防止の決め手! あなたが減らす転倒リスク

「転倒」を生活習慣型の災害ととらえ、転倒予防のための、歩き方(ウォーク)、転倒要因を予測した歩行、冬季・女性特有の転倒リスクの注意点、足腰の筋力・平衡感覚の維持など、身につけるべき生活習慣をイラスト・写真でわかりやすく解説。



あなたを守る 安全健康保護具ガイド ~サービス産業で働く人のために~

「飲食店、給食調理および食料品製造作業」「新聞販売業」「ビルメンテナンス業」「社会福祉・介護事業」「小売業」などサービス産業(第三次産業)の職場における労働災害防止のため、使用すべき保護具を作業場面ごとに紹介するほか、災害事例も掲載。

ポスター



ストップ 転倒災害 B2判

腰痛を防ごう B2判 PP貼り



一人ひとりに役立つテーマを取り上げ、イラストを使いポイントをついた対策をわかりやすく解説。

- ・毎月2回(5日、20日)発行
- ・A2判変型
- ・年間予約購読可

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。図書・用品カタログを希望する場合はご連絡ください。

中災防 安全衛生サービスセンターをご利用ください

北海道安全衛生サービスセンター (TEL 011-512-2031)
 東北安全衛生サービスセンター (TEL 022-261-2821)
 関東安全衛生サービスセンター (TEL 03-5484-6701)
 中部安全衛生サービスセンター (TEL 052-682-1731)
 同 北陸支所 (TEL 076-441-6420)

近畿安全衛生サービスセンター (TEL 06-6448-3450)
 大阪労働衛生総合センター (TEL 06-6448-3464)
 中国四国安全衛生サービスセンター (TEL 082-238-4707)
 同 四国支所 (TEL 087-861-8999)
 九州安全衛生サービスセンター (TEL 092-437-1664)

JISHA 中災防 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

電話 03-3452-6841 (代表)

ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>



年金改革法が成立しました

年金が、本当に「カット」されるのか？

どんな改革なのか？

年金の将来が、どのように安定していくのか？

などについて、お知らせします

「年金の仕組み」をもう一度

公的年金は、現役で働く世代が高齢者などを支え、社会全体で安心を提供するものです。

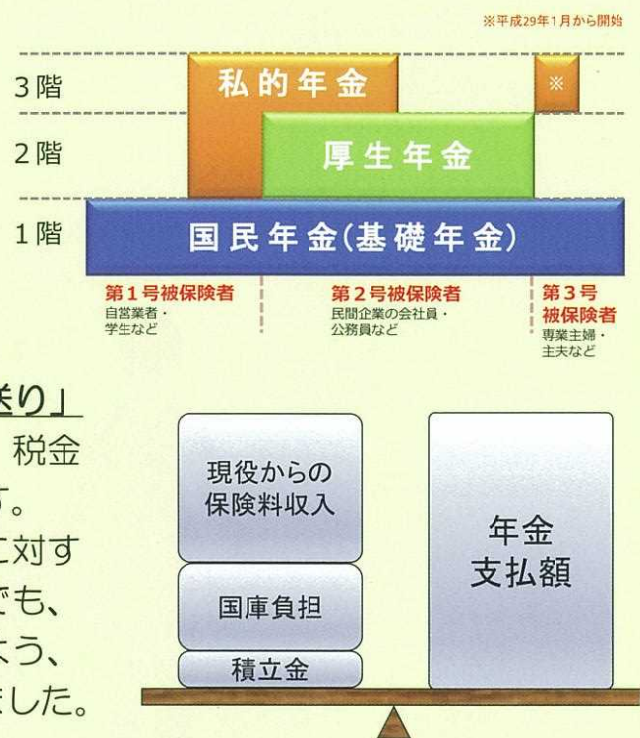
20歳以上の全ての人が入る国民年金と、会社員や公務員が入る厚生年金の2階建て※1になっています。

※1 個人や企業で、上乗せの「私的年金」に加入している場合、「3階建て」になります。

現役世代が払う保険料を年金給付に充てる「仕送り」(賦課方式)が制度の基本です。保険料以外にも、税金(基礎年金の1/2)と積立金が給付に充てられます。

現在、高齢化と少子化が急速に進み、受給世代に対する現役世代の割合が低下しています。この状況下でも、将来にわたって持続的で安心できる仕組みとなるよう、平成16年に「マクロ経済スライド」※2を導入しました。

※2 現役世代が負担する保険料水準は固定した上で、現役世代の減少や寿命の伸びに応じ、物価や平均賃金の伸びを一部差し引いて年金給付の水準を調整する仕組みです。前年度より年金額が下がる調整は行いませんが、平成30年4月からは、物価・賃金が上昇した際に、過去の未調整分も繰り越して調整します。



私たちの年金はどうなるの？

1 年金をすでに受け取っている方 (年金受給者)

・今回の改革により、年金額は減るのですか。

賃金と物価が上がっている経済状況では、今回の改革によるルールが発動されることはなく、**年金額は減りません**。

政府は、アベノミクスにより経済再生に全力で取り組んでいます。

・経済再生に取り組んでいるのにルールを変えるのはなぜですか。

将来、リーマンショックのような想定外の事態が発生し、賃金が下がり、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定します(平成33年4月～)。

このようにルールを変えなければ、現在の年金支払によって、将来世代のための積立金が予定以上に取り崩され、現役世代が将来受け取る年金の水準が低下します。

・年金だけでは生活が困難ですが、低所得者への支援はあるのですか。

年金を含めても所得が低く援助を要する方には、新たに「福祉的な給付」(年最大6万円)がスタートします(平成31年10月予定)。

生活にお困りの方は、各地に自立支援のための相談窓口がありますので、お住まいの都道府県や市区町村にお問い合わせください。また、年金や資産などを活用しても生活が困難な方は、生活保護を受けられる場合がありますので、お近くの福祉事務所にご相談ください。

2 もうじき、年金を受給される方

・年金はいつからもらえるのですか。

老齢基礎年金は65歳からです。老齢厚生年金については、平成42年までの間、60歳から65歳に段階的に引き上げられていきます(生年や性別で違いがあります)。60歳以上ならば、額は減りますが繰り上げて受給することも可能です。

・将来もらえる年金の額はどこで確認できますか。

毎年、皆さんの誕生月に郵送される「ねんきん定期便」や、日本年金機構のホームページにある「ねんきんネット」で確認できます。ただし、その額は目安です。実際には、受給までに納付された額やその時の物価などを考慮した額になります。

・受給の際にはどのような手続きが必要ですか。

年金を受給するためには、**年金請求の手続きが必要です**。60歳または65歳になる前に、日本年金機構から「年金請求書」が郵送されてきますので、必要な書類を添えてお近くの年金事務所へご提出ください。

3 現役で働いている方

・自分が支払う保険料の見通しについて教えてください。

厚生年金の保険料率は、平成29年9月より後には、上がることはありません。また、国民年金の保険料は、平成31年4月より後には、上がることはありません(ただし、物価や賃金の変動に応じて上下することはあります)。

・若い人は納付額以上の給付を受けられないのですか。

違います。これからも皆さんが納めた額以上の年金を給付できる見通し※3です。受給者全員が受け取る「老齢基礎年金」は、給付額の半分を国が負担しています。

※3 平均寿命(現在は男性80.79歳、女性87.05歳)まで生きた場合に、保険料の納付期間の長さなどの条件を置いて計算しています。

・保険料を払わないとどうなるのですか。

将来受け取る年金額が、その分、減ります。年金額は保険料を納付した期間に応じて決まり、さらに、受給には納付期間等が10年※4が必要です(老齢年金の場合。保険料の免除や猶予をした期間を含みます)。

※4 平成29年8月から、必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されます。すでに65歳以上で、今回の短縮により受給が可能となる方には、平成29年2月末～7月に日本年金機構から「年金請求書」を郵送する予定です。必要書類を添えてお近くの年金事務所などにご提出ください。

また、保険料の納付(または免除や猶予の手続)をしていれば、60歳未満でも、けがなどで重い障害を負った場合に「障害年金」、一家の大黒柱が小さな子供や配偶者を残して亡くなった場合に「遺族年金」を受け取れます。

4 60歳未満で職に就いていない方

- ・ **60歳より前に無職になった場合、年金への加入が必要ですか。**
20歳以上60歳未満の方は、**国民年金に加入する必要があります。**年金の受給には、保険料を納付した期間等が10年以上※5必要です（老齢年金の場合）。
※5 平成29年8月、必要な期間が「25年」から短縮されます。保険料の免除や猶予をした期間を含みます。
- ・ **専業主婦・主夫で保険料を払っていませんが、大丈夫でしょうか。**
厚生年金の加入者の配偶者で、加入者に扶養されている方については、個人での負担は不要です。厚生年金の制度全体で保険料を負担しているからです。
- ・ **年金記録の確認について教えてください。**
基礎年金番号に結びついていない持ち主不明の年金記録が約2千万件あります。特に、転職が多い方、姓が変わったことがある方、いろいろな読み方があるお名前の方などは、年金記録を確認ください。ねんきん定期便やねんきんネット、またはお近くの年金事務所で確認ができます。

5 将来の年金を増やしたい方

- ・ **「パートで働いても厚生年金に入って年金を増やせる」と聞きましたが。**
現在、パート労働者で国民年金に加入している方は、**厚生年金に加入すると将来の年金受け取り額が増加します。**
週20時間以上勤務で、月額賃金が8.8万円以上の場合、厚生年金に加入できることとなりました（大企業は平成28年10月から、中小企業等は平成29年4月から※6）。
※6 500人以下の中小企業では、厚生年金に加入することについて労使合意が必要となります。
- ・ **もうすぐ65歳になりますが、年金を増やすことはできますか。**
65歳以降に**受給開始を繰り下げることで年金が増加します。**たとえば、受給を70歳まで待った場合には、65歳で受給するときよりも年金額が約4割増えます。
- ・ **公的年金に上乘せしてもらえる年金があると聞いたのですが。**
iDeCo（イデコ。個人型確定拠出年金）や国民年金基金等に加入すれば年金額を増やせます。特にiDeCoは、60歳未満なら基本的に誰でも加入できるようになりました（平成29年1月～）。なお、掛け金などについて所得税の優遇も受けられます。

イデコダイヤル(平成29年1月3日以降)
0570-086-105
月～金曜日/10:00～20:00
土曜・日曜・祝日、10:00～16:00

国民年金基金:0120-65-4192
月曜日～金曜日/9:00～17:00
◎土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



年金請求等の手続きについてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで
0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は Tel. 03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30～19:00火～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/9:30～16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

文書やFAXでの年金相談も可能です。詳しくは

[年金相談](#) [検索](#)

